

第 4 章 調 整

第 1 節 労働争議の調整

1 概 況

最近 5 か年における、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく調整事件（あっせん、調停、仲裁）の取扱状況は、4-1 表のとおりである。

平成27年の取扱件数はない。

なお、調停は平成15年以降、仲裁は昭和51年以降申請がない。

また、使用者からの申請は平成10年以降、労使双方からの申請は昭和57年以降、職権による調整は昭和59年以降取扱いがない。

(4-1 表) 調整事件の係属件数

年次	調整区分	取扱件数			終結件数				次年繰越し件数	解決率 (%)
		前年繰越し	新規申請	計	解決	取下げ・不開始	打切り・不調	計		
23	あっせん			0				0	0	—
24	あっせん		2	2		1	1	2	0	0.0
25	あっせん			0				0	0	—
26	あっせん		5	5	3	2		5	0	100.0
27	あっせん			0				0	0	—

- 注) 1 () は、前年から繰り越した件数で内数である。
 2 解決率は、終結件数から取下げ及び不開始（規則65Ⅱ）の件数を除いて算出したものである。
 ※解決率＝解決 ÷ (解決＋打切り＋不調)
 3 解決には、自主解決であっても、あっせん活動が解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものを含む。

2 新規申請の状況

(1) 産業別、企業規模別申請件数

最近5か年における新規申請事件の産業別、企業規模別申請件数は、4-2表のとおりである。

(4-2表) 産業別、企業規模別申請件数（新規）

年 次		23	24	25	26	27
調 整 区 分		—	あつせん	—	あつせん	—
新規申請件数		0	2	0	5	0
産 業 別	製造業 飲料・たばこ・飼料製造業				1 (1)	
	情報通信業 情報サービス業		1 (1)			
	運輸業、郵便業 道路旅客運送業 郵便業				2 (1) (1)	
	卸売業, 小売業 その他の小売業		1 (1)			
	教育, 学習支援業 学校教育				1 (1)	
	医療, 福祉 社会保険・社会福祉・介護事業				1 (1)	
	企業規模別					
1 ~ 19人				2		
20 ~ 49人				1		
50 ~ 99人		1				
100 ~ 299人		1		1		
300人以上				1		

注) () は、内数である。

(2) 調整事項別件数

最近5か年における新規申請事件の調整事項別件数は、4-3表のとおりである。

(4-3表) 調整事項別件数(新規)

年次	23	24	25	26	27
調整区分 調整事項	—	あつせん	—	あつせん	—
組合承認・組合活動				1	
賃金等		3			
賃金増額		(1)			
一時金		(1)			
諸手当					
その他賃金		(1)			
退職一時金・年金					
解雇手当・休業手当					
給与以外の労働条件				1	
労働時間				(1)	
経営又は人事				3	
配置転換				(1)	
その他の経営人事				(2)	
団交促進				2	
その他				1	
合計	0	3	0	8	0

注) 1 複数の調整事項を有する事件があるため、係属件数とは一致しない。
2 () は、内数である。

(3) 調整員構成別件数

最近5か年における新規申請事件の調整員構成状況は、4-4表のとおりである。

(4-4表) 調整員構成別件数(新規)

年次	23	24	25	26	27
区分 構成	—	あつせん	—	あつせん	—
公1人、労1人、使1人		2		4	
公2人、労1人、使1人					
指名なし				1	
合計	0	2	0	5	0

(4) 係属日数別件数

最近5か年における終結事件(前年からの繰越しを含む)の係属日数の状況は、4-5表のとおりである。

(4-5表) 係属日数別件数

年次	23	24	25	26	27	
調整区分	—	あつせん	—	あつせん	—	
係属日数	1日~10日					
	11日~20日					
	21日~30日					
	31日~60日		1		3	
	61日~90日		1		1	
	91日以上				1	
	計	0	2	0	5	0
	平均日数	—	60.5	—	60.0	—

注) 係属日数は、調整申請から終結までに要した日数である。

(5) 所要日数別件数

最近5か年における調整開始事件（調整員指名前に取下げ等のあった事件を除く）のうち終結した事件（前年からの繰越しを含む）の所要日数の状況は、4-6表のとおりである。

(4-6表) 所要日数別件数

年次		23	24	25	26	27
調整区分		あっせん	—	—	あっせん	—
所要日数	1日～10日					
	11日～20日				1	
	21日～30日				3	
	31日～60日		2			
	61日～90日					
	91日以上					
	計	0	2	0	4	0
	平均日数	—	40.0	—	23.8	—

注) 所要日数は、調整開始（あっせん員の指名、調停開始の総会決議等）から終結までに要した日数である。

第2節 争議行為予告通知及び実情調査

1 争議行為予告通知の概況

平成27年における、労働関係調整法第37条の規定に基づく当委員会への争議行為予告通知件数は2件であり、前年と同数であった。

(1) 業種別予告通知件数

予告通知件数の業種別内訳は、4-7表のとおりであり、平成27年の件数は医療が2件となっている。

(4-7表) 業種別予告通知件数

業種別 年次	運輸事業				郵便又は 電気通信 事業	水道、電 気又はガ ス事業	医療又は 公衆衛生 事業	計
	鉄道業	道路旅 客	道路貨 物	その他	電気通信		医療	
23							3	3
24							2	2
25							2	2
26							2	2
27							2	2

注) 業種の区分は、予告通知者における主たる関係事業所の業種による。

(2) 予告通知の主要争議事項

予告通知の主要争議事項は、賃金引上げ、一時金等の経済的事項を内容とするものが多かった。

2 実情調査の概況

争議行為予告通知があったものについて、労働委員会規則第62条の2の規定に基づき実情調査を行った件数は、4-8表のとおりであり、平成27年の件数は28件である。

終結状況は、解決26件、打切り1件となっている。

なお、関与の度合いは、いずれも実情調査を続けながら交渉の推移を見守ったものである。

(4-8表) 実情調査の実施状況

終結状況 年次	調査組合数			調査結果				
	前年 繰越し	新規	計	解決	打切り	あ っ せん 行 移	繰越し	計
23	3	26	29	20	3		6	29
24	6	26	32	29	3			32
25		26	26	23	2		1	26
26	1	26	27	24	1		2	27
27	2	26	28	26	1		1	28

注) 1件の予告通知に基づき、複数の事業所を調査している場合が多いため、調査件数は、予告通知件数を上回る。

第3節 個別労働関係紛争のあっせん

1 概況

最近5か年における、個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に基づくあっせん事件の取扱状況は、4-9表のとおりである。

平成27年の取扱件数は8件であった。

(4-9表) 個別労働関係紛争あっせん事件の係属件数

年次	取扱件数			終結件数				次年繰越し件数	解決率(%)
	前年繰越し	新規申請	計	解決	取下げ不開始	打切り	計		
23		2	2		1		1	1	—
24	1	3	4	3	1		4		100.0
25		3	3	1		1	2	1	50.0
26	1	1	2	2			2	0	100.0
27		8	8	1	1	5	7	1	16.7

注) 1 解決率は、終結件数から取下げの件数を除いて算出したものである。

※ 解決率 = 解決 ÷ (解決 + 打切り)

2 解決には、自主解決であっても、あっせん活動が解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものを含む。

2 新規申請の状況

(1) 産業別、企業規模別申請件数

最近5か年における新規申請事件の産業別、企業規模別申請件数は、4-10表のとおりである。

平成27年新規申請事件の産業別内訳は、建設業が4件、製造業が1件、医療、福祉が1件、サービス業（他に分類されないもの）が2件となっており、企業規模別では従業員数1～9人が1件、10～49人が3件、50～99人が3件、500人以上が1件となっている。

(4-10表) 産業別、企業規模別申請件数（新規）

年 次		23	24	25	26	27
新規申請件数		2	3	3	1	8
産 業 別	建設業		1			4
	職別工事業					(3)
	設備工事業					(1)
	総合工事業		(1)			
	製造業	1	1			1
	食料品製造業					(1)
	印刷・同関連業		(1)			
	化学工業	(1)				
	運輸業, 郵便業	1				
	郵便業	(1)				
医療, 福祉		1	1	1	1	
医療業		(1)			(1)	
社会福祉				(1)		
介護事業			(1)			
サービス業(他に分類されないもの)				2		2
その他の事業サービス業				(1)		(2)
政治・経済・文化団体				(1)		
企 業 規 模 別	1 ～ 9 人		2	1		1
	10 ～ 49 人			1	1	3
	50 ～ 99 人		1			3
	100 ～ 299 人					
	300 ～ 499 人	1				
	500人以上	1		1		1

注) () は、内数である。

(2) あっせん事項別件数

最近5か年における新規申請事件のあっせん事項別件数は、4-11表のとおりである。

平成27年の新規申請事件のあっせん事項は、「経営又は人事」に関するものが9件、「賃金等」に関するものが4件となっている。

(4-11表) あっせん事項別件数(新規)

年次	23	24	25	26	27
あっせん事項					
経営又は人事	1	2	2	1	9
解雇			(1)		(5)
配置転換、出向・転籍					(1)
復職				(1)	(1)
懲戒処分					(1)
退職	(1)	(1)			
その他経営又は人事		(1)	(1)		(1)
賃金等		2			4
賃金未払					(1)
賃金減額		(2)			(2)
諸手当					(1)
その他	1	1	1		

注) 複数のあっせん事項を有する事件があるため、係属件数とは一致しない。

(3) あっせん員構成別件数

最近5か年における新規申請事件のあっせん員構成状況は、4-12表のとおりである。

(4-12表) あっせん員構成別件数(新規)

年次	23	24	25	26	27
構成					
公1人、労1人、使1人		3	2		6
公2人、労1人、使1人				1	
使1人			1		
指名なし					2
合計	0	3	3	1	8

注) 「使1人」は、使用者側委員のみをあっせん員に指名したまま次年繰越しとなった事件に係るものである。

(4) 係属日数別件数

最近5か年における終結事件（前年からの繰越しを含む）の係属日数の状況は、4-13表のとおりであり、平成27年に終結した事件の平均係属日数は45.9日となっている。

(4-13表) 係属日数別件数

年次		23	24	25	26	27
係属日数	1日～10日	1	1			
	11日～20日		1	1		1
	21日～30日		1	1		2
	31日～60日				1	1
	61日～90日					3
	91日以上		1		1	
	計	1	4	2	2	7
	平均日数	4.0	48.5	23.5	69.0	45.9

注) 係属日数は、あっせん申請から終結までに要した日数である。

(5) 所要日数別件数

最近5か年におけるあっせん開始事件（あっせん員指名前に取下げ等のあった事件を除く）のうち終結した事件（前年からの繰越しを含む）の所要日数の状況は、4-14表のとおりである。

(4-14表) 所要日数別件数

年次		23	24	25	26	27
所要日数	1日～10日		2	1		1
	11日～20日		1	1		1
	21日～30日				1	
	31日～60日					4
	61日～90日				1	
	91日以上					
	計	0	3	2	2	6
	平均日数	—	8.7	12.0	53.0	36.5

注) 所要日数は、あっせん開始（あっせん員の指名）から終結までに要した日数である。

3 あっせん事件の概要

平成 27 年に係属した個別労働関係紛争あっせん事件の概要は、4-15 表のとおりである。

(4-15 表) 個別労働関係紛争あっせん事件一覧表

事件 番号 (通算)	年月日	概 要	あっせん員	
	終結区分		指 名 年月日	
	係属日数 (所要日数)			
27-1 (32)	(申請日) 27.4.28 (終結日) 27.5.21	【申請者】 労働者 【被申請者】 サービス業 (50~99 人) 【あっせん事項】 雇止め、賃金・手当 【あっせん回数】 0 回 【経過】 労働者が雇止めされたこと及び未払賃金の存在を主張して、雇止めの撤回と未払賃金の支払いを求めたもの。 当事者間の自主交渉が不十分であったほか、使用者が期間満了による退職であること及び不当な賃金未払いは存在しないことから、交渉をしても歩み寄るところがないとして、あっせん不応諾の意向を示したため、あっせんは不開始となった。	—	
	不開始		24 (一)	—
	24 (一)			
27-2 (33)	(申請日) 27.6.24 (終結日) 27.8.24	【申請者】 労働者 【被申請者】 製造業 (50~99 人) 【あっせん事項】 復職 【あっせん回数】 1 回 【経過】 私傷病による休職後、労働契約を変更して半日勤務をしていた労働者が、フルタイム労働可能との診断を受けたことから、使用者に復職を求めたところ、明確な回答が得られないまま相当期間が経過したため、その期間について、金銭的補償を求めたもの。 あっせんでは、合意可能な金額の調整を図ったが、両当事者から提示された金額の隔たりが大きく、あっせん員による説得を経ても歩み寄りが見られなかったため、あっせんは打ち切りとなった。	(公)長谷川 (労)八 幡 (使)佐 藤	
	打ち切り		62 (46)	27.7.10
	62 (46)			

事件 番号 (通算)	年月日	概 要	あっせん員
	終結区分		指 名 年月日
	係属日数 (所要日数)		
27-3 (34)	(申請日) 27.8.20 (終結日) 27.9.18	【申請者】 労働者 【被申請者】 サービス業 (50~99 人) 【あっせん事項】 解雇 【あっせん回数】 0 回 【経過】 有期労働者が能力不足を理由に契約期間満了前に解雇されたことについて、能力不足の原因は同僚Aのパワハラ行為にあると主張して、本来の契約期間満了までの賃金の支払いを求めたもの。 使用者は、同僚Aの行為は業務指導の範囲内であること、能力不足は事実であることを主張するとともに、金銭的譲歩の余地はないとして、あっせん不応諾の意向を示したため、あっせん員による説得を行ったが、被申請者の意向に変化はなく、あっせんは打ち切りとなった。	(公)宮 本 (労)菅 野 (使)秋 井
	打ち切り		27.9.1
	30 (18)		
27-4 (35)	(申請日) 27.9.30 (終結日) 27.12.2	【申請者】 労働者 【被申請者】 医療・福祉業 (500 人以上) 【あっせん事項】 雇止め、賃金・手当 【あっせん回数】 1 回 【経過】 労働者が、雇止めされたことや同僚との手当支給額の差額に納得できないことについて、補償金や手当の差額分の支給を求めたもの。 あっせんでは、使用者側から、規定の整備などに関して反省するとともに、今後は改善を図る旨の発言があったものの、金銭的譲歩はできないとしたため、あっせん員による説得を行ったが、被申請者側の歩み寄りが見られず、あっせんは打ち切りとなった。	(公)長谷川 (労)柴 谷 (使)佐 藤
	打ち切り		27.10.15
	64 (49)		

事件 番号 (通算)	年月日	概 要	あっせん員
	終結区分		指 名 年月日
	係属日数 (所要日数)		
27-5 (36)	(申請日) 27.10.1 (終結日) 27.11.27	【申請者】 労働者 【被申請者】 建設業 (9人以下) 【あっせん事項】 解雇 【あっせん回数】 0回 【経過】 労働者が、会社の業績不振を理由に解雇されたことについて、金銭的補償を求めたもの。 被申請者は、業績不振は事実であること、解雇予告手当や未払い賃金など、支払うべきものは全て支払っていることを主張して、あっせん不応諾の意向を示したため、あっせん員による説得を行ったが、被申請者の意向に変化はなく、あっせんは打ち切りとなった。	(公)本 田 (労)古 門 (使)藤 元
	打ち切り		27.10.15
	58 (44)		
27-6 (37)	(申請日) 27.10.5 (終結日) 27.10.21	【申請者】 労働者 【被申請者】 建設業 (10~49人) 【あっせん事項】 賃金・手当、配置転換、降格 【あっせん回数】 1回 【経過】 労働者が、会社から提示された大幅な賃金減額、配置転換及び降格について、その撤回を求めたもの。 あっせんでは、現在の職場環境等を考慮して、あっせん員から金銭解決を打診したところ、両当事者とも了解したため、金額や支払方法等を調整し、あっせん案を提示したところ、双方とも受諾して、事件は解決した。	(公)官 本 (労)八 幡 (使)藤 原
	解決		27.10.13
	17 (9)		

事件 番号 (通算)	年月日	概 要	あっせん員
	終結区分		指 名 年月日
	係属日数 (所要日数)		
27-7 (38)	(申請日) 27. 10. 14 (終結日) 27. 12. 18	【申請者】 労働者 【被申請者】 建設業 (10~49 人) 【あっせん事項】 懲戒処分、賃金・手当 【あっせん回数】 0 回 【経過】 労働者が、賃金減額、パワハラ及び懲戒解雇されたことについて、金銭の支払いを求めたもの。 被申請者は、事務局による事前調査も含めて、あっせん手続には応じない旨の意向を示したため、あっせん員による説得を行ったが、被申請者の意向に変化はなく、あっせんは打切りとなった。	(公)本 田 (労)菅 野 (使)秋 井
	打切り		
	66 (53)		
27-8 (39)	(申請日) 27. 12. 25 (終結日) —	【申請者】 労働者 【被申請者】 建設業 (10~49 人) 【あっせん事項】 解雇 【あっせん回数】 0 回 【経過】 労働者が、納得のいかない理由で解雇されたことについて、解雇理由の再提示及び金銭の支払いを求めたもの。 平成 27 年内に終結せず、翌年に繰り越した。	—
	繰越		
	— (—)		

注) 「係属日数」は、あっせん申請から終結までに要した日数であり、「所要日数」はあっせん開始(あっせん員指名)から終結までに要した日数である。

第4節 労働相談

1 労働相談の概況

近年の労働相談件数及び労働相談内容別件数の状況は、4-16表のとおりである。平成27年の労働相談件数は、前年と比較して53%増加しており、労働相談内容別では、「賃金・手当」や「パワハラ・嫌がらせ」に関する相談が多かった。

(4-16表) 労働相談件数及び相談内容別件数の状況

年次		23年	24年	25年	26年	27年
相談件数		99	95	174	185	283
相談内容	組合関係	2	4	7	10	12
	団体交渉	3	1	5	3	3
	解雇	14	8	18	10	28
	配置転換、出向・転籍	3	3	7	4	12
	復職	0	0	0	2	2
	懲戒処分	2	2	4	4	4
	退職	17	14	14	19	30
	賃金・手当	39	27	49	54	55
	労働契約	2	0	18	21	12
	労働時間	7	3	9	14	26
	休日・休暇・休業	2	2	16	14	24
	社会保険・労働保険	5	3	20	23	22
	セクハラ	0	1	2	1	1
	パワハラ・嫌がらせ	19	17	34	25	46
その他	14	21	30	46	89	

- 注) 1 複数の内容を有する相談があるため、相談件数と相談内容ごとの件数の合計は一致しない。
 2 各年の相談内容別の件数は、平成27年の区分の見直しに伴い、改めて集計した件数である。

2 出前無料労働相談会及び月例無料労働相談会の開催

県内の労働相談需要に対応するとともに、労働委員会を県民に広くPRし、あっせん制度の利用機会を拡大することを目的として、4-17表のとおり出前無料労働相談会を県内12箇所で開催し、21件の相談があった。また、平成27年10月からは月例無料労働相談会を4-18表のとおり開催し、2件の相談があった。

(4-17表) 出前無料労働相談会開催状況

日 時	場 所	相談対応者
2月22日(日) 午後1時～4時	盛岡市 (アイーナ・いわて県民情報 交流センター)	(公)宮本 (労)柴谷 (使)秋井
3月1日(日) 午後1時～4時	釜石市 (イオンタウン釜石)	(公)本田 (労)古門 (使)佐藤
6月21日(日) 午後1時～4時	遠野市 (遠野地区合同庁舎)	(公)長谷川 (労)八幡 (使)藤元
6月27日(土) 午後1時～4時	宮古市 (宮古地区合同庁舎)	(公)宮本 (労)柴谷 (使)藤原
	二戸市 (カシオペアメッセ・なにや ーと)	(公)小野寺 (労)菅野 (使)花上
6月28日(日) 午後1時～4時	奥州市 (奥州地区合同庁舎)	(公)本田 (労)鈴木 (使)秋井
	大船渡市 (大船渡地区合同庁舎)	(公)岡田 (労)古門 (使)佐藤
10月4日(日)※ 午前10時～午後3時	盛岡市 (アイーナ・いわて県民情報 交流センター)	(公)宮本 (労)八幡 (使)藤原
10月4日(日) 午後1時～4時	久慈市 (久慈地区合同庁舎)	(公)本田 (労)菅野 (使)佐藤
10月17日(土) 午後1時～4時	釜石市 (イオンタウン釜石)	(公)小野寺 (労)菅野 (使)秋井
	一関市 (一関地区合同庁舎)	(公)岡田 (労)柴谷 (使)花上
10月18日(日) 午後1時～4時	北上市 (北上市市民交流プラザ)	(公)長谷川 (労)鈴木 (使)藤元

※ 10月4日(盛岡市)は岩手労働局、岩手弁護士会等との関係機関合同労働相談会として開催したものの。

(4-18表) 月例無料労働相談会開催状況

日 時	場 所	相談対応者
10月16日(金)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)小野寺 (労)柴谷 (使)秋井
11月27日(金)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)長谷川 (労)古門 (使)藤元
12月18日(金)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)宮本 (労)古門 (使)藤原

※ 相談時間はいずれも午後1時15分～午後2時45分(前日の正午まで予約。先着2名)